市からのお知らせ

○料金の記載のないものは無料　○市内の市外局番は…059
○受付時間　原則として土・日曜日、祝・休日を除く8時30分～17時15分

お知らせ

災害に遭った場合に市税を減免

市民税課
☎229-3130　FAX229-3331
資産税課
☎229-3132　FAX229-3331

地震や風水害、火災などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免される制度があります。減免を受ける場合は、原則納期限の７日前までに「減免申請書」と「り災証明書」を提出してください。

内　容　被災の程度に応じた割合で減免

対　象

市・県民税

- 災害により、本人(同居の扶養親族を含む)が所有する住宅または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、被災時における価格の３割以上であると認められる場合
  ※所得制限あり
- 災害により死亡した場合など

固定資産税・都市計画税

- 災害により、面積の２割以上の地形が変わった土地
- 全壊、半壊または床上浸水による損害金額が、被災時における価格の２割以上であると認められる家屋と償却資産

都市計画の変更案の縦覧

都市政策課
☎229-3181　FAX229-3336

縦覧期間　７月４日(火)～18日(火)

内　容　津都市計画地区計画の変更(戸木・野田地区地区計画の決定)

縦覧場所　都市政策課

意見書の提出　７月４日(火)～25日(火)に、区域内の土地所有者と利害関係人は意見書を提出できます。

第73回“社会を明るくする運動”

福祉政策課
☎229-3283　FAX229-3334

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

津市では市長を委員長として27機関・団体の代表者で構成する「津市推進委員会」が組織されており、７月３日(月)は近鉄津新町駅で、７日(金)は近鉄久居駅で啓発活動を実施します。　※いずれも７時30分～８時30分

道路にはみ出した庭木などの剪定(せんてい)を

津北工事事務所
☎253-2272　FAX253-2273
津南工事事務所
☎254-5351　FAX255-5586

庭木の枝葉などが道路にはみ出していると、歩行者や車両の通行の妨げになるだけでなく、道路標識やカーブミラーが見えにくくなったり、街路灯の照明が遮られたりして、交通事故を起こす原因になります。

道路にはみ出した木の枝葉などは、各家庭・土地所有者で剪定してください。

フレイルの予防・改善に取り組みましょう～栄養パトロール事業～

フレイルとは、年齢を重ねるに従って、体や心の働きが弱くなった状態のことをいいます。この状態が長く続くと要介護状態に進行していきますが、早めに気づき適切な対策を取れば、機能維持や改善が期待できます。

フレイルの兆候

- ▶**身体的フレイル**…体重が減った、転びやすくなった
- ▶**精神的フレイル**…趣味が楽しめなくなった
- ▶**社会的フレイル**…外出がおっくうになった

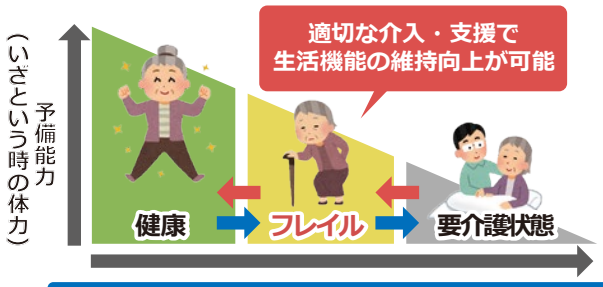

栄養パトロール事業を実施しています

津市では、保健師・歯科衛生士・管理栄養士などがフレイルチェックや健康相談に応じる栄養パトロール事業を行っています。

高齢者のフレイルを予防・改善するために一緒に考え、生活習慣の改善を目指します。

フレイルチェックとは

身体測定、握力測定、アンケートへの回答を通してフレイルの兆候を確認します。その結果から一人一人に合わせたフレイル予防や改善方法について一緒に考えます。

問い合わせ　保険医療助成課　☎229-3285　FAX229-5001　中央保健センター　☎229-3164　FAX229-3287